

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保
険薬局を指定した。

昭和三十五年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇告示 保険医療機関及び保険薬局の指定
農地災害復旧事業の認可
沿岸用水改良事業計画の縦覧
保険医の登録
- ◇正誤 昭和三十五年四月一日付け教育委員会告示第
十三号中訂正

名	称	一	所	在	地	開設者氏名	管理者氏名	診療科名	指定の 記号番号	指定年月日	採用 点数表
松田小児科			倉吉市上井二〇二			松田 昌逸	同上	小児科	倉医四四	昭和三五、 四、一	乙ノ二
足立 医院			西伯郡淀江町西原			足立 史郎	〃	内科 放射線科	西医三七	〃 四、九	〃
有限会社山田薬局			米子市道笑町一丁目			(有)山田薬局	山田 春吉		米薬二八	〃 四、九	〃

鳥取県告示第百九十四号

関金町長から申請のあつた農地災害復旧事業(村前通地区、泰久寺地区)は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三において準用する同法第四十九条の規定により、昭和三十五年四月二十六日認可した。

昭和三十五年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百九十五号

昭和三十二年十一月一日付けで倉吉市秋喜桑野幸治ほか十五人の者から申請のあつた県管小鴨川沿岸用水改良事業計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第三項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十五年四月三十日から同年五月十九日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市 大鴨土地改良区事務所

鳥取県告示第百九十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。

昭和三十五年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号	登録年月日
渡部 卓実	境港市新屋町二、五七五	鳥医七六五	昭和三五、四二六
大野 弘幸	米子市上後藤三二	七六六	〃

林原 祐治	西伯郡岸本町遠藤三七一	七六七
安部 喬樹	米子市灘町二丁目三九	七六八
扇野 健一	角盤町三丁目〃	七六九
上田 博昭	下新印一〇九〃	七七〇
植野 博規	灘町三丁目〃	七七一
岡田不二雄	八頭郡家町花二九四	七七二
坂田 正光	米子市灘町三丁目五	七七三
吉川 暢一	住之江町〃	七七四
梅原 禎之	立町四丁目〃	七七五
田中 正久	西町一一二〃	七七六
中村 弘道	皆生〃	七七七
上野 良亮	角盤町一丁目〃	七七八
西山 亘	中町三七〃	七七九
荒川 雄司	西町一八〃	七八〇
河野 一郎	錦町一の三九〃	七八一

正 誤

山田 広実	〃 三本松一、一	七八二
太田原美子	〃 灘町三丁目一〇二	七八三
飯塚 幹夫	〃 富士見町三二	七八四
奥野 敏郎	鳥取市東町四区	七八五

昭和三十五年四月一日付け教育委員会告示第十三号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁	段	行	誤	正
13	上	終りから	鳥取県立米子東高等学校	鳥取県立米子東高等学校